いーぶんネットワーク

一宮市内で活躍する女性団体を紹介します。
第6回は「キューブの会」です。

キューブの会は、1991年4月に発足し、今年で25年目を迎えます。当時の消費生活モニター卒業生が、ごみ減量や環境保全の勉強をし続けたいと活動を開始し、会員数は20名。60代～80代の女性が中心となって活動しています。主な活動はボランティア清掃と親子環境教室の開催です。

ボランティア清掃では、一宮七夕祭り期間中に真清田神社境内と大宮公園周辺を清掃します。今年も7月30日(土)・31日(日)の2日間で市内の中学生や名古屋にお住まいの方を含めた約400名のボランティアが参加。最近では大学生や一般企業からの問い合わせもあり、活動の輪が広がってきています。また、2013年からは「おばちゃん達のごみ拾いウォーク」を開始。一宮駅周辺の路上喫煙禁止区域の清掃を定期的に行っています。まちの玄関である駅周辺をきれいにし、一宮を訪れる方をお出迎えしたいと始めたこの活動、寒い冬の日にごみ拾いをすることもありますが、自分たちが暮らすまちをきれいにすることに喜びを感じ、苦にはなりません。

また、親子環境教室も定期的に開催しています。毎年のゴールデンウィークには「いちのみやリバーサイドフェスティバル」にブースを設け、子ども連れの家族に、割りばしや牛乳パック、木の枝などを使った工作を楽しんでもらっています。参加費無料のこの教室は毎年たくさんの方が参加してくださり、この体験をきっかけに子どもさんがごみの減量やリサイクルについて考えてくれればと、期待しています。

活動に興味をお持ちの方は、以下にお問い合わせください。
0586-87-0067（キューブの会 代表 舩橋信子）

DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口 ～ひとりで悩まないで～

配偶者や恋人からの暴力で悩んでいませんか? ひとりで悩まず、困ったときには次の窓口をご利用ください。

●一宮市<女性悩みごと相談>

先着受付順(予約なし)。電話相談も可能(混雑時は来所の方優先)
0586-28-9149　本庁舎2階 子育て支援課
(毎週月曜日～金曜日 午前10時～12時 午後1時～午後4時30分、土・日曜日、祝日、年末年始は休み)

●愛知県女性相談センター　詳しくは愛知県のウェブサイトをご覧ください。

※電話相談 専用ダイヤル 052-962-2527
相談時間: 月～金曜日 午前9時～午後9時、土・日曜日 午前9時～午後4時、祝日、年末年始は休み
(平成28年度は11/21(月曜日)、3/13(月曜日)は休みになります。)
※面接相談(予約制)
電話相談の後、必要に応じて女性相談員が行います。
相談時間: 火～日曜日 午前9時～午後5時(水曜日は午後8時30分まで)、月曜日、祝日、年末年始は休み

●内閣府男女共同参画局<DV相談ナビ>

0570-0-55210 (全国共通) お近くの相談窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただけます。
※ご相談は、各相談窓口の相談受付時間内に限られます。

『いーぶん』は『男女共同参画』に関する様々な情報や話題を皆さんに提供する情報紙です。
『いーぶん』という名称には、男女の平等『EVEN』とみんなの『言い分』という意味が込められています。
編集協力者／岡西 美子、横井 秀子、吉田 和江、伊藤 孝司、岩田 宏美　編集・イラスト協力者／後藤 明美
編集・発行／一宮市企画部企画政策課
〒491-8501 一宮市本町2−5−6　TEL 0586-28-8952　FAX 0586-73-9128
Eメール kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp　ウェブサイト http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/
*企画政策課のウェブサイトでは、『いーぶん』のバックナンバーがご覧いただけます。
*『いーぶん』は市内公共施設で配布しています。配布場所については企画政策課にお問い合わせください。

『いーぶん』は再生紙を使用しています。

いちのみやし男女共同参画情報紙

いーぶん

素敵なパートナーになるために

第38号
平成28(2016)年11月

特集 「マタハラって知ってますか?」
～働き続けるママのために～

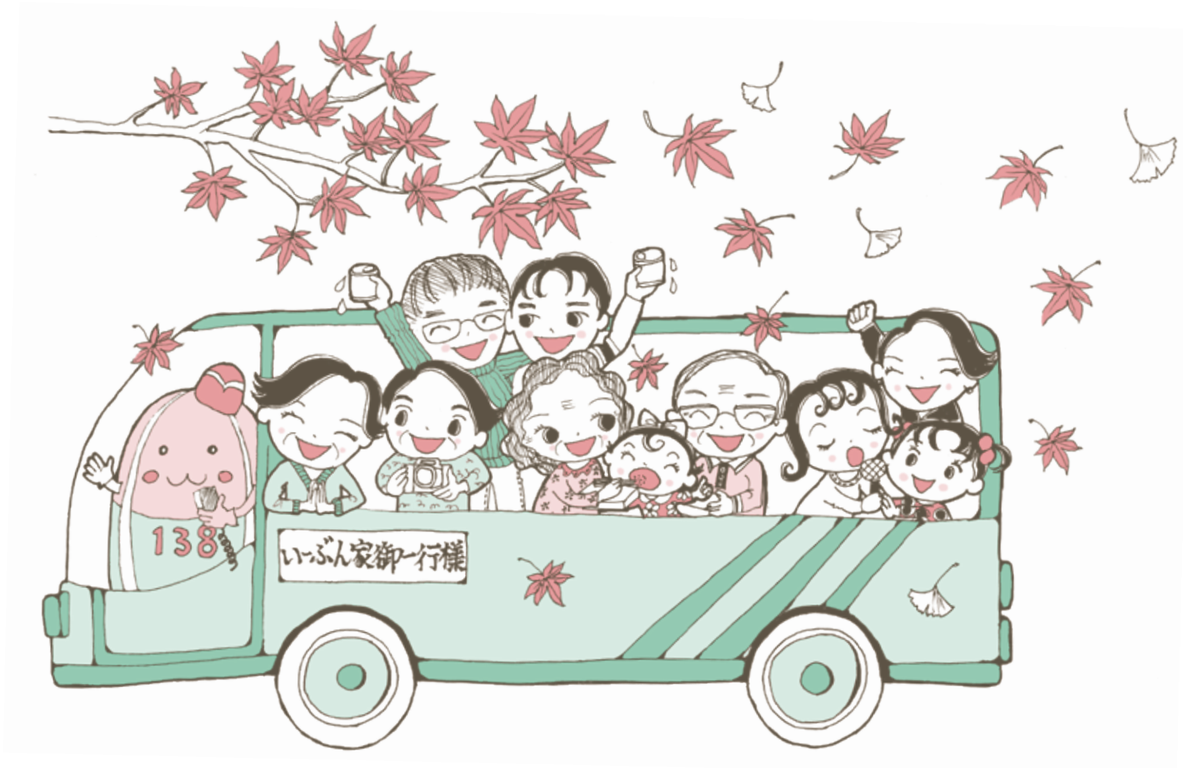

高齢化や女性の社会進出が進むこれからの時代、介護や妊娠・出産に伴う短時間勤務や在宅勤務など、これまでと違った働き方を必要とする人がますます増えていくことが予想されます。あなたのまわりに働き方を変えようとしたら、職場で嫌な思いをしたことのある人はいませんか?

今回のテーマは妊娠・出産等を理由とするハラスメント、いわゆる「マタハラ(マタニティハラスメント)」です。職場で女性が輝き続けられるように「マタハラ」について少し考えてみましょう。

マタハラとは？

●いわゆる「マタハラ」とは「マタニティハラスメント」の略で、働く女性が妊娠・出産等を理由として解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産等にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント（嫌がらせ）のことをいいます。働く女性にとって悩みとなる「セクハラ（セクシャルハラスメント）」、職務上の地位などを利用して精神的・身体的苦痛を与える「パワハラ（パワーハラスメント）」に並ぶハラスメントの1つです。
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは法律で禁止されています。（男女雇用機会均等法第9条第3項 育児・介護休業法第10条等）

妊娠・出産を理由に解雇された、契約更新されなかった。

つわりがひどく数日休んでいたら正社員からパートになるよう強要された。また、同僚に嫌味を言われた。

妊婦検診を受けに行くため仕事を休んだら、退職するよう強要された。

育児のため残業の免除や短時間勤務を希望したら、仕事を与えられなくなった。

法律が改正されました

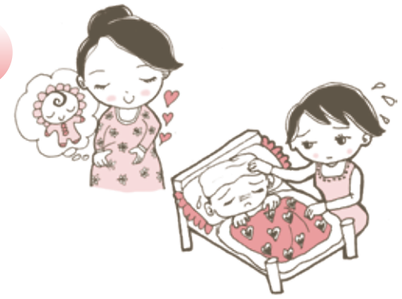

●平成28年3月29日に法律が改正され、事業主は妊娠、出産、育児休業、介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する言動を防止するため、雇用管理上必要な措置をとるよう義務付けられました。
（平成 29 年1月施行「男女雇用機会均等法第 11 条の 2、育児・介護休業法第 25 条」）

育児休業から職場に復帰したら、自宅から通えないようなところにある部署に配置換えされた。

子どもを病院に連れて行くのに看護休暇をとったら、人事評価に関して不利益を被った。

ひとりで悩みを抱え込まず、相談しましょう！

マタハラかも？ と思ったら、一人で悩む前に雇用環境・均等部へご相談を（匿名可・相談無料）

愛知労働局雇用環境・均等部では、妊娠・出産・育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメントに関する相談に応じています。

＜愛知労働局雇用環境・均等部＞
名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング11階 〒460-0008
TEL 052-219-5509 FAX 052-220-0573
（受付時間 午前8時30分〜午後5時15分 土日・祝日・年末年始を除く）